

現場労働者の声に 耳を貸さない! 不当判決を弾劾する!

亀山分会組合員で運転士をしていた中山喜弘さんが「うどん屋」への強制配転の無効を求め闘ってきた裁判の控訴審に対し、11月26日、名古屋高等裁判所は控訴棄却の不当判決を下しました。これは、会社の言い分のみを採用し現場で働く労働者の声を一切聞かない不当判決であり、ここに弾劾し遺憾の意を表します。

そもそも、会社が一方的にワンマン列車のドア扱い方を変更したことが事の発端です。そのドア扱い方に危険性を感じた中山さんや多くの運転士は、従来通りのドア扱いを行っていました。会社も、従来通りの取り扱いを黙認していましたが、突然に問題視し、中山さんを乗務停止＝日勤教育とし「うどん屋」へと配転したのです。

私たちは、JR総連の仲間にも協力を頂き、JR他社の現状と中山さんの正当性を裁判所に訴えてきました。すなわち、現場を代表して闘ってきましたが、裁判所は一切耳を貸さず、ただ何の裏付けも証拠もない現場長の証言

を採用するなど、始めから会社に追随し私たちの声を圧殺しました。断じて認めることは出来ません



私たちは、今後も職場からの闘いを押し進めていきます。職場の声を代表して闘い続けていきます。